

調理師業務従事者届・関係法令

○調理師法(昭和33年5月10日、法律第147号)抜粋
(届出)

[illegible]

2 ~ 3 省略

○調理師法施行規則（昭和33年12月13日、厚生省令第46号）抜粋
（施設又は営業の指定）

第4条 法第3条第1項第2号、法第5条の2第1項及び法第8条の2に規定する厚生労働省令で定める施設又は営業は、次のとおりとする。

- 1 寄宿舎、学校、病院等の施設であつて飲食物を調理して供与するもの
2 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号、第14号又は第32
号に掲げる営業

(届出)

第4条の2 法第5条の2第1項の厚生労働省令で定める2年ごとの年は、平成6年を初年とする同年以後の2年ごとの各年とする。

- 2 法第5条の2第1項の厚生省令で定める事項は、次のとおりとする。
- | | |
|---|-------------------------------------|
| 一 | 氏名、年齢及び性別 |
| 二 | 本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍)及び住所 |
| 三 | 登録を受けた都道府県名、調理師名簿登録番号及び登録年月日 |
| 四 | 業務に従事する場所の所在地及び名称 |

- 3 前項各号に掲げる事項についての届出は、様式第二の二によらなければならない。

様式第二の二（第四条の二関係）

調理師業務従事者届

ふりがな			性別	男・女	年齢	歳
氏名						
本籍地都道府県名 (国 籍)						
住 所	〒	都 道 市 町 区 村	番 地			
電 話 番 号						
調 理 師 名 簿 登 録	登録を受けた都道府県名				登録番号	第 号
	登 録 年 月 日		昭和 年 月 日 平成			
業務に従事する場所	1. 寄宿舎		8. 飲食店営業			
	2. 学校		9. 魚介類販売業			
	3. 病院		10. そうざい製造業			
	4. 事業所		11. その他			
	5. 社会福祉施設					
	6. 介護老人保健施設					
	7. 矯正施設					
	所 在 地					
	電 話 番 号					
	名 称					
備 考						

(注意) 該当する文字又は数字を○で囲むこと。